【麦災害収入共済方式】では、次のとおり共済金額(契約補償額)の選択が可能です。

農家（小麦・大麦）ごとに、過去の出荷実績から得られる基準生産金額の９割、８割、７割のいずれかを最高補償割合とし、最高割合から最低割合の範囲内で農家が選択した金額となります。

- 最高補償割合９割を選択した場合……基準生産金額×（９割【最高】～６割【最低】）
- 最高補償割合８割を選択した場合……基準生産金額×（８割【最高】～６割【最低】）
- 最高補償割合７割を選択した場合……基準生産金額×（７割【最高】～６割【最低】）

「畑作物の直接支払交付金」の交付申請の有無等に関する申告書に関するお願い

平成27年産の麦から経営所得安定対策の畑作物の直接払交付金（数量払・営農継続支払）申請者は、認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象となりました。

農作物共済（麦）では、この交付金申請者は販売額に数量払等を含んだ高い単価で補償を行っており、交付申請しない方は販売額のみの低い単価で補償を行っております。

この確認を共済細目書提出時に「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」で行っておりますが、交付金申請が認定農業者のみになったことを知らずに、「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」に“はい”として引受を行ったために、次年度に交付金の支払状況と照会を行ったところ、交付金申請がされていないことが判明し、高い単価から低い単価へ遡及して変更が発生しております。これに伴い、既に支払った損害共済金を返還して頂く事例が発生しました。

つきましては、共済細目書提出時に申請を行う「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」の内容を確認いただき、交付金の申請者は“はい”、申請しない方は“いいえ”と正確に申告頂きますようお願い申し上げます。

交付申請される方「はい」

交付申請しない方「いいえ」

正確な申告をお願いします!!

NOSAIは、損害防止事業を通じ農家の被害未然防止と経営安定のために貢献しています！

麦の赤かび防除として、
無人ヘリコプター薬剤散布補助のほか、
機具の貸与、鳥獣害防止対策等を行っています。

無人ヘリによる赤かび防除

安心のネットワーク NOSAI

詳しくは、
お近くのNOSAIへ

栃木県農業共済組合

TEL 028-683-5533

安心のネットワーク NOSAI

農作物共済（麦共済）

～予期せぬ自然災害への備えは万全ですか？～

災害収入共済方式

災害収入共済方式なら、品質低下もワイド(9割)に補償！

災害収入共済方式とは…

麦は順調に生育していても、梅雨時期の降雨等による品質の低下（穂発芽、赤かび病）などの被害によって収入が減少することがあります。農業共済団体には、こうした予期せぬ自然災害への備えとして、農作物共済（麦共済）があります。

降雨の影響で発芽した「穂発芽」被害

ご加入の要件は…

出荷数量を把握できる農家が
全 筆 加入することになっています。

補償期間は…

① 農作物共済とは？

国が、恒久的な農業災害対策として設けた農業共済制度です。
災害による被害を受けた際に共済金を受取れます。

② 加入のメリットは？

農作物共済は保険方式で運営されているため、行政の財政状況にかかわらず、被害に応じた共済金が支払われます。

また、掛金の約半分は国が負担するため、農家負担が大幅に軽減されます。

※麦について10a以上の耕作を営む方は、農作物共済へ**当然加入**することとなっています。

③ 加入できる農作物は？

小麦、二条大麦、六条大麦、裸麦が加入できます。

④ 補償される災害（共済事故）は？

風水害、ひょう害、凍霜害、冷害、干害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害のあらゆる自然災害が補償の対象です。

穂発芽

湿潤害

鳥獣害（イノシシ）

病害（赤かび病）

**【麦災害収入共済方式】は、
こうした自然災害による品質低下の場合にも
補償いたします！**

補償額（共済金額）は…

農家ごとに過去５カ年の平均生産金額を算出し、その**９割**を補償します。（９割補償を選択した場合）

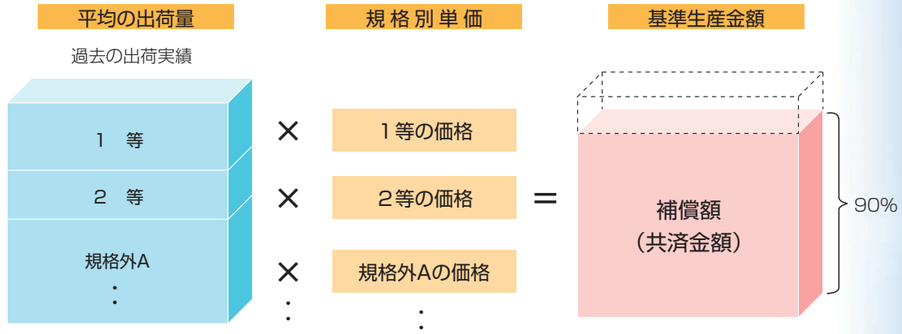

※ 共済金額は、品種ごと等級ランク別に算出します。

共済金のお支払いは…

① 品質を考慮した出荷数量が基準収穫量より減少し、
② 収穫後の生産金額が補償額（共済金額）より減少した場合、

補償額 － **生産金額** が共済金として支払われます。

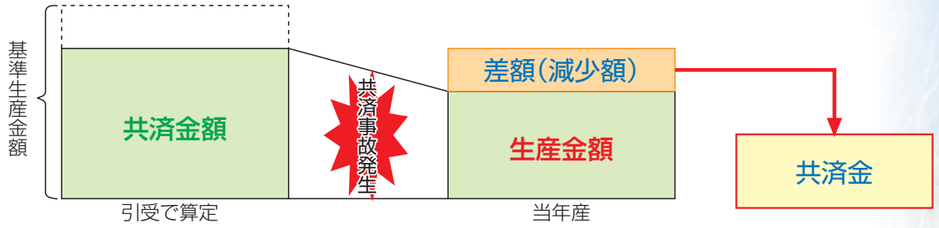

被害の申告は、収穫前に！

共済組合で被害の状況（共済事故等）を確認していないと、共済の補償対象として扱うことができません。（共済事故以外の原因による減収は、共済の補償対象外となります。）

★ 赤かび病等による共同乾燥施設搬入拒否の場合も、共済金支払いの対象になります。
共済事故により施設で搬入拒否された場合は、「搬入拒否証明書」が必要となります。
また、自家保有麦がある場合は、その数量の申告が必要です。

補償は類ごと

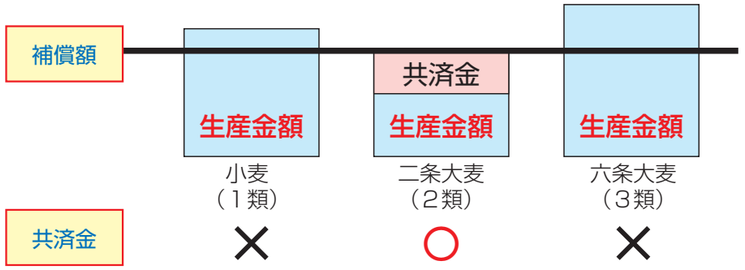

※ この場合、二条大麦が共済金支払対象となります。
※ 類ごとの増減額は相殺されません。

※ なお、農作物共済（麦共済）の掛金が未納の場合は、共済金を受けることができません。